

人身取引をテーマとする 第152回国際研修の概要 ～アジ研国際研修レポート①～

清野憲一

1はじめに

国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）は、国際連合と日本政府との協定に基づいて昭和37（1962）年に設立された。アジ研の主な業務は、各国の刑事司法実務家を対象とする国際研修及びセミナー（以下、併せて「国際研修」という。）の開催、犯罪防止及び犯罪者処遇に関する調査研究の実施である。

このうち、国際研修には、主として発展途上国及び日本からの多数の研修生を集めて約5週間行われる国際研修が年4本、東南アジア諸国そのためのグッド・ガバナンスセミナーが年1本あるほか、国別・地域別の研修カリキュラムがある。

国際研修は、アジ研教官による講義に始まり、研修員による研修テーマに関する各国（日本人研修生の場合には各組織）の制度や取組状況等に関する発表、専門家による講義が続き、研修後半にはグループ討議とその発表が行われる。

この度、『罪と罰』誌編集部から、アジ研における研修内容を同誌に定期的に紹介してほしいとのありがたい依頼があったため、本号より、「アジ研国際研修レポート」シリーズとして、主として国際研修における研修内容・結果等を報告して参りたい。

本号で紹介するのは、平成24年8月23日から9月28日にかけて「人

身取引—予防、訴追、被害者保護及び国際協力の推進」をテーマとして行われた第152回国際研修である。同研修には、海外から16名、国内から6名の合計22名の研修員が参加し、海外からの客員専門家（Visiting Expert (VE) 3名、国内からの6名の専門家 (Ad-hoc Lecturers)）から講義をいただいた。

なお、本シリーズで紹介する内容は、講義、討議、発表の完全な要約ではなく、筆者が興味深く感じ、読者の皆様にも知っていただきたいと思った事項を中心としたものである。また、研修参加国における人身取引の実情や取組については、米国国務省「2012年人身売買報告書」(<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2012/>)、国際連合薬物・犯罪事務所や各国の政府ホームページその他の資料を参照して記載したものであって、その内容に関する責任は研修参加者には全くなく、文責は全て筆者にあることを特にお断りしておく。言語の障壁もあり、その内容の正確性については必ずしも万全を期しがたいが、それでもかかわらず、敢えて各国の取組を紹介するのは、欧米諸国に比して情報が格段に少ないアジ研研修参加国においても人身取引に真剣に取り組んでいることを読者に知っていただき、読者が更に研究する際の手がかりを提供できればという願いに出たものであることをご理解いただければ幸いである。

2 海外研修員参加国における人身取引に対する取組状況

今回の研修の参加各国における人身取引の概況・背景・問題点、人身取引に対する法的枠組、人身取引対策、法執行統計等は次表のとおりである。

	人身取引の概況・背景・問題点	人身取引対策の法的枠組	その他の人身取引対策	法執行統計等
バングラデシュ (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ○送出国 ○中東諸国、東南アジア、欧州等への移民に高額の費用を賦課して強制労働 ○児童や女性を自国または外国で性的搾取 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連国際組織犯罪防止条約批准（2011年。人身取引議定書は未批准） ○憲法による強制労働、奴隸労働の禁止 ○人身取引予防取締法の制定（2012年。強制労働に対して最高12年の拘禁刑） ○2000年児童及び児童抑圧法 	<ul style="list-style-type: none"> ○2012～2014年対人身取引国家計画（内務省） ○社会福祉・女性・児童・教育省による啓発活動 ○バングラデシュ国際就職協会（BAIRA）による業者監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011年に女性人身取引罪で14件の有罪 ○2011年の捜査件数は143件、起訴件数は129件
コロンビア (Tier1)	<ul style="list-style-type: none"> ○送出国（児童・女性がラテンアメリカ、カリビア、東欧、アジア、北米へ）、エクアドル等からの強制労働・性的搾取の経由国・受入国、エクアドルから性的搾取の受入国 ○家庭内労働の形態による搾取も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書署名2000年・批准2004年 ○2005年法律985号：人身取引行為に最低12～23年の拘禁刑 ○2011年に刑法を改正して年少者の取引の罰則引き上げ、年少者を犯罪遂行に使う行為に10～20年の懲役刑 	<ul style="list-style-type: none"> ○反人身取引運用委員会（COAT）の設置 ○コロンビア児童福祉庁（ICBF） ○人身取引被害者への金銭面を含めた支援 ○2011年に人身取引通報電話設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011年に72件の捜査実施、16件について有罪獲得、21人の人身取引被害者、589件の児童売春特定 ○武装勢力による児童のリクルートも2011年に483人特定282人を救出
コンゴ民主共和国 (Tier3)	<ul style="list-style-type: none"> ○主として送出国、受入国。経由国への可能性もあり。 ○ルワンダ武装勢力やコンゴ国軍による男性・児童の拉致及び炭鉱での強制労働 ○女性は家事労働や性的搾取の被害者（アンゴラ、南アフリカ、中東、欧州諸国へ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書署名2000年・未批准 ○性犯罪法（2006年）（性的奴隸、性的人身取引、児童売春、強制売春を禁止。3月～20年の拘禁刑） ○児童保護法（2009年）：児童の人身取引等に10～20年の拘禁刑 	<ul style="list-style-type: none"> ○国家武装解除・安定・再統合計画 ○児童強制労働については労働省所管 ○2011年に最悪形態による児童労働国家行動計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○2002～2003年に行われた人身取引に関して国際刑事裁判所が武装勢力主導者に有罪評決（2012年） ○2011年に武装児童兵士1,244人を特定
インド (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ○送出国、通過国、受入国 ○債務負担による農園や工場における強制労働 ○ネパール、バングラデシュ、ウズベキスタン、ウクライナ、ロシアから性的搾取被害者の受入国 ○犯罪組織の関与 ○腐敗した法執行機関の性的搾取被害者輸送への関与 ○人身取引被害者の処罰の実情 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書署名2002年・批准2011年 ○強制労働（制度）廃止法 ○刑法374条（違法強制労働行為） ○児童労働（禁止及び規制）法 ○反人道取引（防止）法 	<ul style="list-style-type: none"> ○内務省による女性・児童をはじめとする人身取引防止取締りのための統合国家計画（2009年） ○内務省における反人身取引部門（AHTU）の設置 ○内務省による広報活動 ○女性指導開発相による女性被害者支援 ○在外インド大使館によるホットラインの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ムンバイでは2011年に性的搾取で242件が起訴され、125人が有罪 ○2010年度に865人の強制労働被害者を救出 ○2011年に人身取引に関与した入管職員を逮捕
ヨルダン (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ○受入国（男性は中国、台湾、バングラデシュ、インド、スリランカ、ベトナム等から。女性はスリランカ、インドネシア、フィリピン等から）、経由国 ○家庭内・工場内強制労働 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書批准2009年 ○人身取引防止法（2008年） ○人の臓器法 ○労働法 ○刑法 	<ul style="list-style-type: none"> ○2012年に被害者保護シェルター設置のための立法 ○国家保安局（PSD）反人身取引部門による捜査 ○2012年内務省、労働省、警察、IOMが共同で全国スクリーニングチームを発足 ○2010年人身取引撲滅国家戦略・行動計画策定 ○労働省によるホットライン 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011年に人身取引13件を送検（被害者数は38人）、14件を起訴 ○2011年に労働省のホットラインには1,116件の電話あり

	人身取引の概況・背景・問題点	人身取引対策の法的枠組	その他の人身取引対策	法執行統計等
ケニア (Tier2WL)	<ul style="list-style-type: none"> ○送出国（中東、米国、欧州、東アフリカ等）、経由国（エチオピア～南アフリカ）、受入国 ○国内・国際犯罪組織の関与 ○腐敗した警察、入国管理局、労働省職員の人身取引への関与 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書批准2005年 ○憲法（奴隸や強制労働の禁止等） ○2010年人身取引対策法による処罰規定（最高刑は30年の拘禁刑） ○捜査共助法（2011年） ○児童法（2001年）における児童の労働、性的搾取からの保護 ○性犯罪法（2006年） ○証人保護法 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引5か年行動計画の策定 ○政府及びNGOが24時間無料ホットライン開設 ○警察に人身取引部門設置 ○労働省が児童の強制労働を所管 ○在外ケニア大使館が在外被害者の帰国支援 ○外務省がケニア人の海外における労働搾取防止に関する通達発出 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011年に15件の訴追事例あり ○2011年に99人の児童被害者を特定 ○ホットラインには毎月4万件の電話あり。うち46件は児童取引、497件は児童労働
ラオス (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ○主として送出国（タイへ）。副次的に経由国（ベトナム、中国、ミャンマー人女性）、受入国 ○公務員の人身取引への関与 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書批准2003年 ○国連児童権利条約、最悪形態の児童労働条約の批准 ○タイやベトナムとの人身取引に関するMOU署名 ○刑法134条による人身取引処罰（最高は無期拘禁刑） 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の商業的・性的搾取に対する国家行動計画（2007年） ○ベトナムにおけるラオス女性連盟シェルターの設立 ○2011年に公保安庁が人身取引対策部門設置 ○ラオス観光庁によるワークショップの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011年に49件の人身取引事案（被疑者数69人）を捜査し、37人が有罪（2010年の捜査件数は20件、有罪獲得件数は33件）、海外の被害者195人が帰国
モロッコ (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ○送出国（児童の強制労働、欧州・中東における女性・児童搾取）、経由国、受入国 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書批准2011年 ○刑法467条（児童強制労働）、497-499条（強制売春、児童売春） ○児童・女性に関する各種条約の批准 	<ul style="list-style-type: none"> ○法務省による裁判官・裁判所職員に対する研修 ○内務省による国境警察部門等に対する研修実施 ○雇用及び専門性開発省の職員に対する児童強制労働研修 ○雇用及び専門性開発省による人身取引対策NGOの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011年には38件の児童物乞い事件、10件の児童薬物関係搾取、55件の未成年者売春周旋事案を認知
ナミビア (Tier2WL)	<ul style="list-style-type: none"> ○送出国（アンゴラ、南アフリカで性的搾取）、経由国、受入国（アンゴラ、南アフリカ、ザンビア等から農作業労働者として） ○児童を強盗や薬物密売に関与させる実態 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書署名2000年・批准2002年 ○組織犯罪防止法（2004年）（全ての人身取引形態を処罰。最高刑は50年の拘禁刑） 	<ul style="list-style-type: none"> ○UNODCと共にワークショップ開催（2011年） ○労働社会福祉省・ナミビア中央情報庁による人身取引事案の共同捜査体制 ○2009年にナミビア警察に女性・児童保護部門（WACPU）設置 ○2012-2016年人身取引国家行動計画策定 ○人身取引に関するメディア広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011年に111件の児童労働事案について捜査したが、同年中に有罪獲得事例なし
パナマ (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ○経由国（アフガニスタン、バングラデシュ、中国、エリトリア、ソマリア、ガーナ、ネパール、インド、パキスタン、シンバブエ、ナイジリア、エチオピア、キューバから米国へ。女性についてはコロンビア、ドミニカ、ニカラグアから）、受入国 ○ビザの不正取得、国籍虚偽申告 ○犯罪組織の関与、犯罪の国際的性格、言語の障壁、被害者の非協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書署名2000年・批准2004年 ○2011年法律79号による刑法改正、犯罪収益没収、被害者保護 ○刑法442条（国際犯罪組織による人身取引罪・15年以下の拘禁刑）、456条（性的・強制労働目的による人身取引罪。2011年改正。30年以下の拘禁刑） ○2004年法律16号231条（人身取引援助行為等に10年以下の拘禁刑） 	<ul style="list-style-type: none"> ○国境警備活動（SENAFRONT） ○一般からの情報提供 ○入管職員による積極対応 ○被害者の協力確保（被害者特定事項の秘匿） ○被害者支援（生活支援、帰国支援、医療措置、心理治療） ○外国機関との協力（捜査共助、犯罪人引渡し、インターポール） ○人身取引罪に12名の検察官が専従 ○犯罪収益没収 ○コロンビア、コスタリカとの国境管理協定 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定被害者数は、3,178（2009年）、503（2010年）、147（2011年）、130（2012年）。主要出身国は、バングラデシュ、中国、エリトリア、ネパール、インド ○性的搾取被害者保護数は、60（2008年）、64（2009年）、65（2010年）、57（2011年）、23（2012年）

	人身取引の概況・背景・問題点	人身取引対策の法的枠組	その他の人身取引対策	法執行統計等
パプア ニューギニア (Tier3)	<ul style="list-style-type: none"> ○受入国（中国、タイ、マレーシアからの性的搾取）、経由国、送出国 ○腐敗した政府職員の人身取引への協力 ○犯罪組織の関与 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書未署名・未批准 ○人身取引に関する包括立法を司法・法務総裁省が準備中 ○刑法において児童の性的・労働目的の人身取引禁止（無期拘禁刑）、女性の強制売春（2年以下の拘禁刑）等を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○入管、税関、労働省及び警察による政府対策チーム結成（2012年） ○2011年から司法・法務総裁省が広報啓発活動開始 	
フィリピン (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ○主として送出国（アジア・中東での性的搾取・労働搾取）だが、経由国、受入国としての側面もあり ○犯罪組織が地方の村から家族や友人のつてで被害者をリクルート ○児童買春ツーリズムは依然として深刻 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書署名2000年・批准2002年 ○人身取引法（2003年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○省庁間人身取引対策委員会（IACAT）の設立 ○法務省による裁判遅延解消策 ○IACATによる政府職員、警察官等の研修、ホットラインの開設 ○社会福祉開発庁による人身取引被害者に対する回復・再統合プログラム、42のシェルターの運営、ソーシャルワーカー等の研修 ○外務省に対する海外人身取引被害者支援予算の増額 ○フィリピン海外雇用庁（POEA）による出国者に対するセミナー、相談業務 ○在外フィリピン人委員会（CFO）による在外フィリピン人の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011年に29人の有罪獲得（拘禁刑の期間は、1年～無期） ○IACATのホットラインでは2011年に68件の人身取引に関する通報あり。 ○2012年にシリアから514人のフィリピン人被害者を救出 ○法務省の詐人保護プログラムで18人の被害者を保護
タンザニア (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ○送出国（男性は、中東や南アフリカ、北アフリカで強制労働）、経由国、受入国（バングラデシュ、ネパール、インド等から強制労働） ○女性は性的搾取、家事労働搾取等 ○法執行機関の知識不足や腐敗 ○捜査共助における連携不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書署名2000年・批准2006年 ○対人身取引法（2008年）（人身取引行為に10年以下の拘禁刑） ○刑法172条（2004年）（人身取引行為に5年以下の拘禁刑） ○児童法（2009年）21条 ○性犯罪特別規定法（2002） 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011年に人身取引委員会（ATC）、人身取引国家行動策定事務局（ATS）設置 ○空港における発見促進。発見した場合には直ちに警察署で保護し、大使館等に連絡。 ○対人身取引法における犯罪収益没収措置 ○NGOによる被害者保護 ○厳格な国境管理、旅行関係書類・パスポート等の偽変造の防止 ○24時間被害通報電話 ○啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011年に1,209人の被害者を保護 ○2012年にネパール人を強制労働のために送り込もうとしたネパール人を逮捕
ベトナム (Tier2)	<ul style="list-style-type: none"> ○主として送出国（中国が70%、コロンビアが11%）。副次的に受入国 ○手口は、被害者の脆弱性の利用、違法養子縁組、騙し、インターネット利用、誘拐、巨額の負債。中国及びベトナムの犯罪組織が関与 ○背景としては、国際性産業の発達、闇経済、貧困、失業、法的保護の脆弱性 ○捜査の障害：犯罪の組織性・秘匿性、関係機関の連携不足、知識・能力不足、実体法未整備、関係国の非協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身取引議定書批准2012年 ○女性差別撤廃条約批准（1982年） ○児童等に関する各種条約批准 ○中国、オーストラリア、カンボジア、タイとの二国間協定 ○人身取引に関する包括立法（2011年制定、2012年施行） ○刑法119、120条（強制労働目的の人身取引） 	<ul style="list-style-type: none"> ○2011－2015年の人身取引5か年計画策定 ○被害者の保護（2005年度に1,200人の被害者が帰国・帰住。帰国費用の支援、医療・精神的支援、法律扶助、教育、職業訓練、短期手当、貸付） ○支援機関は、共同体人民委員会、労働・戦傷者・社会問題事務所、社会福祉事務所、法律扶助センター ○女性・児童の人身取引予防のためのメコン準地域プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知件数は1,486、検挙人員は2,888、被害者数は4,008（2004－2008年の統計による。） ○密輸組織は韓国、台湾の事例あり ○2011年の政府・NGOによる被害者救出件数は250人

※国名欄に記載の「Tier」は米国国務省が各国の人身取引取組が最低基準を満たしているか否かを評価したもので、Tier1が高評価、Tier3は最低評価であり、WL（ウォッチリスト）はTier2とTier3の中間の評価である。

※人身取引議定書の批准状況については国連合薬物・犯罪事務所のホームページ（<http://www.unodc.org/unodc/en/treaties/CTOC/countrylist-traffickingprotocol.html>）を参照した。

3 海外専門家の講義概要

今回の国際研修においてアジ研が招聘した客員専門家（VE）及びその講義概要は下記のとおりである。

- (1) Martin Fowke 氏（国連薬物犯罪事務所（UNODC）条約局反人身取引・密入国部部長代理）
- ・国連薬物犯罪事務所（UNODC）の推計では、人身取引の送出国は127か国、受入国は137か国、搾取の割合は性的搾取が79%、労働搾取が18%である。
 - ・人身取引罪を導入した国は、2003年には54か国であったものが2008年には124か国に増加し、国としての人身取引対策行動計画を定めた国も2003年には8か国であったものが2008年には82か国になるなど、人身取引対策は近年大幅な進展を見せていている。
 - ・しかしながら、人身取引関係での有罪を年間10件以上獲得している国は29%に過ぎず、年間1件以上の有罪獲得があった国も半数に満たない。
 - ・国連国際組織犯罪防止条約人身取引議定の主要規定は、①目的は、人身取引の予防・摘発、被害者の保護、各国の協力促進にあること、②締約国に人身取引行為の犯罪化を義務付け、③被害者に対する援助・保護の提供、被害者の在留等の法的措置、被害者の送還における保護、④締約国における人身取引の防止計画・措置、⑤情報交換及び研修、⑥人身取引を防止・探知するための国境措置、⑦旅行・身分関係書類の偽変造の防止措置等である。
 - ・UNODCは、各国における人身取引対策を促進させるため、“Global Report on Trafficking in Persons”, “International Framework to Implement the Trafficking in Persons Protocol”, “Assistance for the Implementation of the ECOWAS Plan of Action against Trafficking in Persons”, “Anti-human Trafficking Manual for Criminal Justice Practitioners”, “Model Law against Trafficking in Persons”, “Toolkit to Combat Trafficking in Persons”などの資料を作成しており、いずれも UNODC のホームページ (<http://www.unodc.org/unodc/en/human-trafficking/publications.html>) からダウンロード可能である。
- (2) Nekia S. Hackworth 氏（米国ジョージア北部地区連邦検察局検事補）
- ・人身取引については3つのP、すなわち、①予防（Prevention）、②保護（Protection）、③訴追（Prosecution）が重要である。
 - ・訴追にあたっては、被害者の保護を中心に置いたアプローチが重要である。
 - ・米国司法省公民権局においては、2007年に人身取引班を設置し、連邦検察庁と連携している。
 - ・人身取引では、現在、世界で2,700万人の被害者（毎年80-90万人の越境被害者）があり、アメリカで性的搾取の取引対象となっている児童は10万人いる。犯罪組織の人身取引による収益は毎年320億ドルに上るとされる。このように、人身取引は、過去の問題ではなく、現在進行している問題であることを認識する必要がある。
 - ・また、人身取引の対象者は、売春等の性産業に限られるものではなく、レストラン、農場、工場、家庭内、ホテル等における労働者も労働搾取の対象となっていることを認識する必要がある。
 - ・人身取引に関する米国連邦法は、連邦法第18章1581-1592条である。強制労働の法定刑は20年以下の拘禁刑であるが、被害者の死亡、誘拐、性的虐待、殺人未遂を伴うときには無期拘禁刑となる。性的搾取の法定刑は、強制等を伴う場合又は被害者が14歳未満のときは無期又は15年以上の拘禁刑であるが、被害者が14歳以上18歳未満のときには無期又は10年以上の拘禁刑である。
 - ・人身取引罪の起訴で障害となる事情としては、①犯罪の密行性、②被害者のトラウマや不信、③密輸組織との複雑な関係、④暴力犯罪、性犯罪、経済犯罪、入管、労働搾取、ビザ詐取等との交差がある。
 - ・人身取引を示唆する要素としては、①監視、②会話の禁止・制限、

③グループにおける代弁者の存在, ④一貫しない話, ⑤労働者を閉じこめる目的による鍵やフェンス, ⑥身分関係書類や支払いを雇用主が支配下に置いていること, ⑦労働・住環境における過密性がある。

- ・人身取引罪の捜査のポイントとしては, ①客観的事実を確定すること, ②被害者の話に耳を傾けること, ③被害者の供述を裏付けること, ④被疑者の弁解を予想することがある。
- ・客観証拠の具体例としては, ①電話やインターネット記録, ②孤独や恐怖心を生じさせる物理的環境, ③ビザ・入管・渡航記録, ④被害者の家族への手紙, ⑤写真, ビデオ, ⑥医療記録, ⑦賃貸・登記記録, ⑧売春に関する避妊具等, ⑨現場押収メモ等がある。
- ・被疑者について予想される弁解としては, ①被害者保護を逆手にとって被害者供述の信用性を否定すること, ②被害者は進んで売春をしていたとの弁解, ③逃げることは可能であったとの弁解, ④米国に滞在する利益を得ているとの弁解, ⑤当初合意していたとの弁解, ⑦給料を支払っていたとの弁解等がある。
- ・人身取引の被害者は, 誘拐, 強姦, 暴行, 騙し, 齧迫等により被害者となることが多い。また, これに年齢, 家族との離別, 限られた教育, 虐待歴, 戸籍や登録の不存在, 貧困, 文盲, 薬物乱用, 障害等の問題が加わることもある。このように, 人身取引の被害者は供述弱者であることを念頭に置く必要がある。他方, 人身取引の被害者の供述は犯行の立証に不可欠である。
- ・よって, 人身取引の被害者の取調べにあたって注意すべき点としては, ①被害者保護の観点から適切な取調べ場所を選ぶこと, ②取調べに同席してほしい人がいないか被害者に確認すること, ③取調べの目的是証拠を集めることにあり, 被害者を処罰することでないことを説明すること, ④自分自身を情のある人間として相手に受け容れてももらうこと(同情を示したり, 愚痴を聞いたりすること), ⑤被害者の恐怖心を和らげるために質問について説明すること, ⑥アイ

コンタクトやボディーランゲージも使うこと, ⑦警察の専門用語は避けすこと, ⑧俗語についてはその意味を明確にすること, ⑨熱心に聞いているという態度を示すこと, ⑩基本的には答えの限定されないオープンな質問をし, 誘導質問をしないこと, ⑪相手の話を中断しないこと, ⑫一通り話しを聞き終わった後に明確化のための質問をすること, ⑬取調べの終了にあたっては, 感謝の意を表し, 引き続きの協力を頼むことがある。

- ・被害者の保護にあたっては, 政府関連機関, 地方政府関連機関, NGO等と連携する必要がある。

(3) Wanchai Roujanavong 氏 (タイ王国検事総長府国際局長)

- ・人身取引の95%に犯罪組織が関与している。
- ・薬物犯罪は薬物という証拠物があるが, 人身取引は, 被害者の供述によって立証していかざるを得ない。そして, 被害者は当局に協力すれば報復すると脅されており, また, 自分自身が不法入国や売春で処罰され, 強制送還されることを恐れており, その協力を得ることは困難なことが多い。
- ・組織犯罪が関与した人身取引に関する法的問題としては, ①既存の法律のほとんどは, 組織ではなく個人を犯罪者として想定していること, ②関係国の迅速な協力を得ることが困難であること, ③被害者を全面的に支援する多機関支援態勢が整っていないこと等がある。
- ・タイは, 2008年に女性及び児童の取引の予防及び抑制手段に関する法律を制定したほか, 刑法, 刑事訴訟法, 児童保護法, 売春防止法, マネーロンダリング法, 児童保護法, 犯罪人引渡法, 国際刑事共助法, 労働法等の多数の関係法律がある。
- ・このうち女性及び児童の取引の予防抑制手段に関する法律については, ①国連国際組織犯罪防止条約人身取引議定書に規定する行為の犯罪化(処罰は成人被害者について10年, 少年被害者について15年の拘禁刑), ②被害者訴追の禁止, ③国家人身取引予防抑止委員会

及び国家人身取引成果調整・監視委員会を責任機関とすること、③被害者に避難場所や医療・教育の提供等の保護を与えること等が規定されている。

- これまでタイ政府としては、①法律実務家や国会議員に対する啓発、②国民啓発、③ラオス、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、マレーシアとの二国間協定やメコン準地域における6か国協定の締結、④家族や共同体と社会福祉、教育、就労等との連携強化等を行ってきた。

4 人身取引に関する我が国の取組状況

我が国は、平成16年4月に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置、同年12月に国連国際組織犯罪防止条約人身取引議定書に署名すると共に、人身取引対策行動計画を策定、平成17年6月に人身売買罪を新設する刑法改正や人身取引の定義規定等を定める出入国管理及び難民認定法の改正等の取組を行ってきたが、現在の我が国の人身取引対策の骨子は、犯罪対策閣僚会議が平成21年12月に策定した「人身取引対策行動計画2009」に要約されている。

ここでは、①人身取引の実態把握の徹底、②潜在的被害者の入国防止のための査証審査体制や出入国管理の強化、偽変造文書対策の強化、③在留管理の徹底、④人身取引事案や売春、児童の性的搾取等の取締りの徹底、⑤外国関係機関との連携強化、⑥潜在的被害者の保護と被害者としての認知、⑦被害者の安全確保、被害者が人身取引被害の一環として犯した犯罪への配慮、被害者の在留資格等法的地位の安定、婦人相談所等におけるシェルターの提供、カウンセリングや医療ケアの実施、男性被害者の保護施策、帰国支援や帰国にあたっての安全確認等の被害者保護の徹底、⑧人身取引議定書の速やかな締結、⑨国民に対する啓発・広報活動、⑩関係行政機関職員における知識・意識の向上及び関係強化、⑪NGOや国際移住機関（IOM）との連携確保等の取組を推進するものとしている。

このような観点からは、今回の国際研修においては、東京地検交通部長千田恵介氏から人身取引に関する捜査共助について、法務省入国管理局審判課法務専門官小田切弘明氏から人身取引に関する同局の取組について、警察庁生活安全局保安課課長補佐早川昌宏氏から警察における人身取引対策及び取締りについて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室女性保護専門官齋藤克也氏から婦人相談所における人身取引被害者の保護状況について、国際移住機関駐日事務所代表のWillium Barriga氏から人身取引被害者の帰国支援状況について、人身売買禁止ネットワーク共同代表・弁護士吉田容子氏から同NGOの活動状況について、それぞれ講義をいただいた。

5 グループワークショップにおける議論・提言内容

今回の国際研修において、研修員は2つのグループに分かれ、10回にわたって討議を行い、その結果を報告書に取りまとめた。その概要是次の通りである。

(1) 第1グループ

第1グループは、人身取引の捜査及び公判に焦点を当てて討議を行った。その議論の要旨は次の通りである。

- ・性的搾取目的の人身取引では、海外における求人広告を使うのがよく見られる手口の一つである。また、ベビーシッターの求人を利用したり、偽装の養子縁組を利用して児童搾取を行っている犯罪組織もある。
- ・入国にあたり資産申告書、帰国用航空券、予防接種証明書等を提出させることは、被害者の入国を防ぐという点で意味がある。
- ・人身取引に関与しているのは犯罪組織のみとは限らない。人身取引の実態を解明するためにも、被害者からよく事情聴取する必要がある。
- ・人身取引事件の捜査を阻んでいる壁としては、①手口の巧妙化（偽

造文書や IC 旅券の偽造等), ②被害者の法執行機関に対する協力を得ることが困難であること, ③人身取引罪が複雑で, 法執行機関内部における認知度も低いこと, ④被害者の言語上の障壁, ⑤被害者は不法入国者であることが多く, 在留資格が不安定であること, ⑥被害者に対する心理学的・文化的な支援が不十分であること, ⑦人身取引罪の立証が極めて困難であること等が挙げられる。

- ・被害者の法執行機関への協力を促進する方策としては, ①被害者保護（秘密審理, 被害者の匿名保護, ビデオリンク等の他, 証人免責, 一時的な在留資格の付与等も有効である。), ②被害者に対する法律扶助や通訳人の付与, 損害賠償請求の援助, 医療・心理学的な支援, ③女性及び児童の取調べにおける特別の配慮がある。
- ・被害者の取調べを適切に行うためには, ①人身取引の被害者が供述弱者であることを念頭に置き, 捜査官は被害者を取り調べる適切な技術や倫理観を身につける必要があること, ②保護を保障すること, ③人身取引に関する法執行機関向けのマニュアルの作成, ④児童の取調べには保護者を同席させるなどの配慮をすることがある。
- ・人身取引事件の捜査を奏功させるためには, ①証拠物を含めて適切な証拠収集をすべきこと, ②監視活動や通信傍受等の技術を利用すること, ③法執行機関間の縛張り争いを克服して情報を共有すべきこと, ④犯罪収益の没収をすることが重要である。
- ・被害者の迅速な救済のためには, 捜査協力という正式な手続だけではなく, 非公式手続, 情報共有等の迅速な手続を活用すべきである。

(2) 第 2 グループ

第 2 グループは, 人身取引の被害者保護に焦点を当てて討議を行った。その議論の要旨は次の通りである。

- ・人身取引の被害者保護のために刑事司法分野で重要なことは, ①迅速な裁判の実現, ②事案の重大性に応じた科刑の実現, ③カメラを使用した公判や法廷外における証言, ビデオリンクによる証人尋

問, ④被害者に対する法律扶助, ⑤被害者の個人情報の秘匿, ⑥被害者保護基金の創設, ⑦人身取引の被害者に対して人身取引や被害者の地位について説明すること, ⑧言語の障壁を克服するため, 人身取引の被害者であることを示す手話の開発等がある。

- ・被害者の特定を促進するための施策としては, ①一時的な在留資格やビザの延長の付与による被害者の在留資格の安定, ②人身取引の被害者に対する不法入国罪等に関する刑事免責の付与, ③人身取引の被害者に対する正規の旅券の付与等がある。
- ・人身取引を防止するためには, ①国境警備の調査, 旅券等の偽変造の防止及び発見, ②関係省庁間や NGO との協力の推進, ③国際協力の推進, ④人身取引に関与した者への厳罰の確保, ⑤犯罪収益の確実な没収が重要である。

6 終わりに

アジ研の研修は, 海外専門家や国内専門家, 外国・国内研修生及びその派遣組織, 国際協力機構, アジ研の教官やその事務部門, アジア刑政財団及びその支部, 地元のボランタリー・グループ等の無私で献身的な協力・支援に支えられている。今回の研修が成功裏に終わったのもこれらの方々のお蔭である。記して厚く感謝申し上げたい。

（国連アジア極東犯罪防止研修所次長）